

賃金構造基本統計調査について

平成23年2月8日

厚生労働省

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の概要

1 調査の目的

この調査は、基幹統計であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 産 業

日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく 16 大産業 [鉱業，採石業，砂利採取業，建設業，製造業，電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業，郵便業，卸売業，小売業，金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業，学術研究，専門・技術サービス業，宿泊業，飲食サービス業，生活関連サービス業，娯楽業，教育，学習支援業，医療，福祉，複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）]

(2) 事業所

5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5 ～ 9 人の事業所については企業規模が 5 ～ 9 人の事業所に限る）及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した約 7 万 8 千事業所を対象とする。

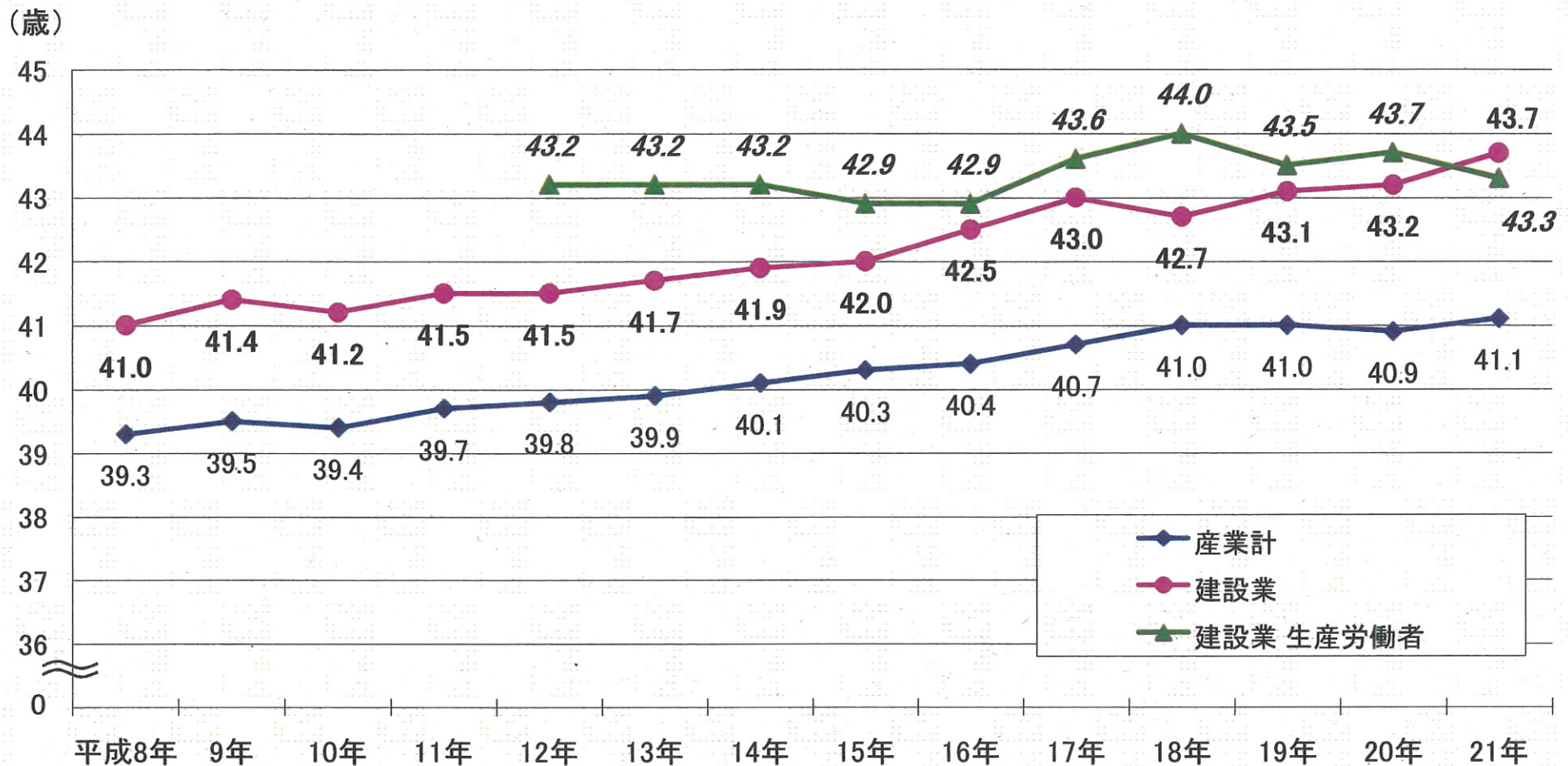
3 調査事項

事業所の属性、労働者の性、雇用形態、就業形態、学歴、年齢、勤続年数、種類、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、年間賞与、期末手当等特別給与額

4 調査の時期

毎年 6 月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については 1 年間）について 7 月に調査を行う。

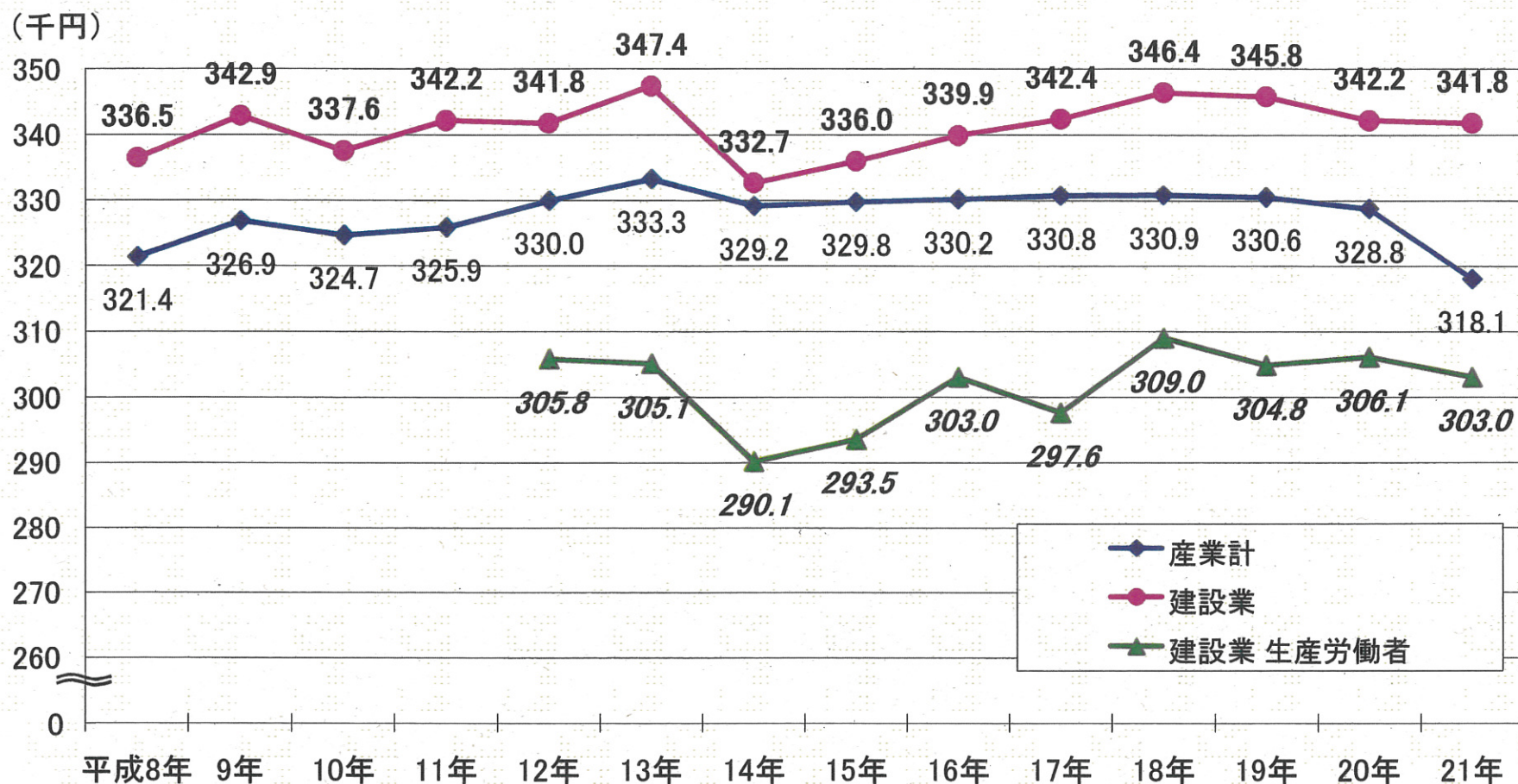
図1 平均年齢の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注 1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に雇用される常用一般労働者（男女計）について集計したものである。
 2) 生産労働者とは、主として物の生産が行われている現場、建設作業の現場（補助部門を含む。）等における作業に従事する労働者をいう。具体的には、建設現場で直接建設作業に従事する労働者である。
 3) 平成11年以前の建設業生産労働者（男女計）については集計していない。
 4) 常用労働者とは、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者、のいずれかに該当する労働者をいう。
 5) 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。
 短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

図2 きまって支給する現金給与額の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注 1) 10人以上の常用労働者(2頁の注4参照)を雇用する民営事業所に雇用される常用一般労働者(2頁の注4、5参照)(男女計)について集計したものである。
- 2) 「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって各調査年6月分として支給された現金給与額(基本給、超過労働給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を含む税込みの額)をいう。
- 3) 生産労働者とは、主として物の生産が行われている現場、建設作業の現場(補助部門を含む。)等における作業に従事する労働者をいう。具体的には、建設現場で直接建設作業に従事する労働者である。
- 4) 平成11年以前の建設業生産労働者(男女計)については集計していない。